

法第12条1項 宅地造成等許可

宅地造成等許可の要・不要相談 必要書類

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可が必要な行為かどうかの判断の際には、下記の資料をそろえて1部提出して下さい。

	図面等種類	明示すべき事項	✓
1	相談者の連絡先	宅地造成等の要・不要の結果をお伝えできる連絡先	
2	付近見取り図	都市計画図等申請区域がはっきりわかるもの	
3	地籍図（公図）	申請区域を着色（コピーも可）但し3か月以内のもの	
4	土地の登記事項証明書	申請区域に係る全部登記事項証明書（コピーも可）但し3か月以内のもの	
5	現況平面図（敷地）	地形、標高差がわかるもの、申請区域及び道路等周辺公共施設との境界がわかるよう	
6	現況断面図（敷地）	申請区域内及び周辺既設構造物がわかるよう、計画の切盛りで高低差が一番ある場所は必須。（※1）	
7	計画平面図（敷地）	地形、標高差がわかるもの、予定構造物の配置、寸法、道路幅員、排水計画など	
8	計画断面図（敷地）	申請区域内及び周辺既設構造物がわかるよう、計画の切盛りで高低差が一番ある場所は必須。（※1）	
9	面積求積図（丈量図）	申請地の面積。切土及び盛土に分けて面積を計算	
10	現況写真	申請区域全体がわかるもの（区域を朱線）	
11	その他（※2）	造成目的・他法令の許可等	

※1 計画する造成の切盛りそれぞれの高さ記載が必要、30cm以下等災害の発生するおそれがないと認められる工事の区域がある場合は別途記載

※2 その他の資料は相談案件ごとに異なる場合があります。担当と相談の上必要なものを添付して下さい。